

投資信託及び投資法人に関する法律における不動産の明確化に伴う  
不動産投資信託証券に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	2

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(第6編における定義)	(第6編における定義)
第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 不動産 投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産並びにこれら以外の投資信託法施行令第3条第3項に規定する不動産に該当するもの（データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した建物と一体として利用することを想定して設置された設備その他の建物と一体として利用することを想定して設置された設備に限る。）並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の2第1項及び第2項に規定するものをいう。	(10) 不動産 投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等規則第16条の2第1項及び第2項に規定するものをいう。
(11)～(19) (略)	(11)～(19) (略)
付 則	
この改正規定は、令和7年10月31日から施行する。	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い) 第1542条 規程第1527条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 規程第1519条の規定において準用する規程第504条から第506条まで (2) (略)	(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い) 第1542条 規程第1527条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 規程第1519条の規定において準用する規程第504条から第506条まで <b>及び規程第506条</b> (2) (略)
付 則 この改正規定は、令和7年10月31日から施行する。	
別添8 運用資産に係る書面の記載要領 運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。 I 運用資産の状況 1. (略) 2. 未公開株等及び未公開株等関連資産 (1) (略) (2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項 a～d (略) e <u>aから前dまでに掲げる事項について、未公開企業が外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。</u> 3.～6. (略) II (略)	別添8 運用資産に係る書面の記載要領 運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。 I 運用資産の状況 1. (略) 2. 未公開株等及び未公開株等関連資産 (1) (略) (2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項 a～d (略) (新設) 3.～6. (略) II (略)